

こんな問い合わせがあります

面会交流の取り決め方

※家庭裁判所に行けば面会交流の取り決めはできますか。

※未婚のまま子どもが生まれ、合わせてもらえなくなりました。面会交流はできますか。

※別居中ですが、面会交流はできますか。

養育費

※養育費を払わないと子どもとは会えませんか。

※相手が養育費を払いません。子どもと会わせ続けられないといけないでしょうか。

相手と話し合うのが難しいとき

※相手に子どもに会わせて欲しいと言われるのですが、どうすればいいでしょうか。

※相手から暴力があった場合にはどうすればいいでしょうか。

※家庭裁判所に行けば合わせてもらえますか。

再婚したとき

※私が再婚したら子どもは会わせないほうがいいでしょうか。

※相手が再婚する予定です。子どもには会わせてもらえなくなりますか。

お問い合わせ先

TEL 03-6226-5419

火曜～金曜 13:00～17:00（受付）

共同親権運動ネットワーク

お近くの支援者や面会交流を支援する団体の紹介など、離婚と子どもについて情報提供をしています。



■共同養育 離婚や未婚時に、両親双方が子育てを分担しあいます。

■面会交流 子どもと離れて暮らす親の子育ての時間です。子どもが離れて暮らす親のもとで定期的に過ごします。

共同親権運動ネットワーク（kネット）

子どもと離れて暮らす親たちのネットワークです
〒186-0002東京都国立市東3-17-11好日荘B202

TEL 03-6226-5419 FAX 03-6226-5424

火曜～金曜 13:00～17:00（受付）

Mailto: info@kyodosinken.com

ホームページ <http://kyodosinken.com>

選ばなくていい
パパの家 ママの家

共同養育 面会交流

子どもたちのパスポート



kネット 共同親権運動ネットワーク

別れたあとも 子育てを分担していますか

別れた後の共同子育てと養育計画

離婚は親どうしの別れです。離婚の子どもへの影響を最小限に止めるために、離婚後も子どもが両親双方から愛情を受けられる環境を作るのが別れた親の責任です。そのために離婚や別居前には、養育時間の配分、交流の方法、祝日・記念日の過ごし方、養育費など養育計画を作ります。

親権と面会交流

離婚後の子どもの養育についてのトラブルを未然に防ぐため、法律で親権が片方に決められます。離れて暮らす親も面会交流で子育てを続けます。海外では「相当な面会交流」として年100日（隔週宿泊付、長期休暇は折半）以上が一般的です。

養子縁組と親権者の変更

再婚養子縁組に親権のない親の許可は法律上必要とされていません。裁判所での親権者変更も事実上できなくなります。別れた後は親どうしは他人。引き続き双方の親から子どもが愛情を受けられるように、離婚時に取り決めをしておきましょう。



共同養育（面会交流）の取り決め方

●念書・協議書公正証書で決める

口頭での約束ではなく、念書や協議書などを作成しましょう。法的な効力を高めるために、公証役場で公正証書にすることもできます。

【費用】公正証書作成の目安として2～5万円
(合意内容によって異なります)

●調停で決める

離婚調停や面会交流調停の中で、共同養育（面会交流）の取り決めをすることができます。また、協議離婚後に、面会交流の調停の申し立てをすることができます。まとまらない場合は審判で面会交流の頻度、方法が決められます。

⇒申し立て手続

【裁判所】相手方の住所地の裁判所または当事者が合意で定める裁判所

【費用】離婚調停 収入印紙1200円と切手約800円分／面会交流調停 子ども一人につき収入印紙1200円と切手約800円

* 調停を申し立てた場合の合意の割合

裁判所に面会交流調停を申し立てた場合、合意や決定で面会交流の取り決めができる割合は約6割です。月に1回以上の約束で合意できるのはそのうちの半分です（裁判所の統計より）。

取り決めた面会交流が行われない場合は？

✓私的文書（念書・協議書など）と公正証書の違い
⇒私的文書でも法的な拘束力を持ちます。ただし争いになった場合には、公正証書に比べて信頼性が劣ります。私的文書の場合は署名は必ず面前自署、実印と印鑑証明書をもらっておきましょう。公正証書により強制執行ができるのは、養育費等の支払い部分のみです。

✓調停・審判で決めた場合

⇒裁判所での取り決めが守られない場合は、家庭裁判所から履行勧告（面会の督促）を出してもらえます。電話でも申し出ることができ、無料です。

✓間接強制

⇒裁判所での面会交流の約束が一定の期間内に実行されない場合、間接強制金を義務者に課す手続を裁判所に申し出ることができます。不履行が続く場合は、裁判で慰謝料請求をすることができます（ただし、合意の文言によってはできないことがあります）。



手続は自分でもできます。お気軽にお問い合わせ下さい。